

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税・森林環境税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名古屋市は、個人住民税・森林環境税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	—
------	---

評価実施機関名

名古屋市長

公表日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税・森林環境税に関する事務
②事務の概要	1 住民等から提出された申告書等、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書、国税庁・他市町村から提供された法定調書等による所得情報を基に課税台帳を作成し、課税する。 2 納税義務者等の納付・納入等の情報より収納処理を行う。 3 滞納者に対して、督促状の発付・滞納処分等を行う。 4 納税義務者等からの申請に応じて、各種証明書を発行する。
③システムの名称	税務総合情報システム(税務システム)、情報連携基盤システム(庁内連携システム、宛名システム等及び申請管理システム)、中間サーバー、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、住民基本台帳ネットワークシステム、電子申請システム、ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項、同法別表の24項及び同法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 ・番号利用法第9条第2項及び名古屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(番号利用条例)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 情報照会 番号利用法第19条第8号、同法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項並びに同法第19条第8号に基づく主務省令第50条 2 情報提供 番号利用法第19条第8号、同法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の情報提供者が市町村長、特定個人情報が地方税関係情報となる各項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政局税務部税務システム推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋役所スポーツ市民局市民生活部市政情報課 電話番号 052-972-3152
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒460-0012 名古屋市中区千代田一丁目5番8号 名古屋役所財政局税務部税務システム推進課 電話番号 052-265-1109

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び全項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	2 情報提供 番号法第19条第7号、同法別表第2の 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37, 39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,7 1,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,1 08,113,114項 並びに同法別表第2の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令第 1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,23,25,28,31, 32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,44,45,47,49,50,51,5 3,54,55,58,59条	2 情報提供 番号法第19条第7号、同法別表第2の 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37, 38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,7 0,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,10 7,108,113,114,115,116,119項 並びに同法別表第2の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令第 1,2,3,4,6,7,10,12,13,19,20,21,22,22の2,23,24,25, 26の3,28,31,34,35,36,37,38,39,40,43,43の3,44,44 の2,47,49,49の2,50,51,53,54,55,58,59条	事後	重要な変更にあたらな (番号法別表2及び主務省令 の改正)
平成30年3月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	2 情報提供 番号法第19条第7号、同法別表第2の 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37, 38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,7 0,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,10 7,108,113,114,115,116,119項 並びに同法別表第2の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令第 1,2,3,4,6,7,10,12,13,19,20,21,22,22の2,23,24,25, 26の3,28,31,34,35,36,37,38,39,40,43,43の3,44,44 の2,47,49,49の2,50,51,53,54,55,58,59条	2 情報提供 番号法第19条第7号、同法別表第2の 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37, 38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,7 0,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,10 7,108,113,114,115,116,119項 並びに同法別表第2の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令第 1,2,3,4,6,7,10,12,13,19,20,21,22,22の 2,23,24,25,26の 3,28,31,34,35,36,37,38,39,40,43,43の3,44,44の 2,47,49,49の2,50,51,53,54,55,58,59,59の2,59の3 条	事後	重要な変更にあたらな (番号法別表2及び主務省令 の改正)
平成30年12月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①部署 財政局税務部 ②所属長 財政局税務部主幹 新美 聖星	①部署 財政局税務部税務システム整備室 ②所属長の役職名 室長	事後	重要な変更にあたらな (様式の改正及び組織の変 更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月3日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒460-0012 名古屋市中区千代田一丁目5番8号 名古屋市役所財政局税務部税制課税務システム係 電話番号 052-265-1109	〒460-0012 名古屋市中区千代田一丁目5番8号 名古屋市役所財政局税務部税務システム整備室税務システム整備係 電話番号 052-265-1109	事後	重要な変更にあたらな (組織の変更)
令和1年6月1日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発	—	1. 基礎項目評価書及び全項目評価書 2. 十分である 3. 十分である 4. 十分である 5. 十分である 6. 十分である 7. 特に力を入れている 8. [○]自己点検[○]内部監査[○]外部監査 9. 特に力を入れて行っている	事後	重要な変更にあたらな (様式の改正)
令和1年12月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報照会 (略) 2 情報提供 番号法第19条第7号、同法別表第2の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119項 並びに同法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1,2,3,4,6,7,10,12,13,19,20,21,22,22の2,23,24,25,26の3,28,31,34,35,36,37,38,39,40,43,43の3,44,44の2,47,49,49の2,50,51,53,54,55,58,59,59の2,59の3条	1 情報照会 (略) 2 情報提供 番号法第19条第7号、同法別表第2の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120項 並びに同法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,19,20,21,22,22の3,22の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,27,28,31,31の2,31の3,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43の3,43の4,44,44の2,45,47,49,49の2,50,51,53,54,55,58,59,59の2,59の2の2,59の3条	事後	重要な変更にあたらな (番号法別表2及び主務省令の改正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月14日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	名古屋市役所市民経済局市民生活部市政情報室市政情報係	名古屋市役所スポーツ市民局市民生活部市政情報室市政情報係	事後	重要な変更にあたらな (市組織改正に伴う変更)
令和2年8月14日	II しきい値判断 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	令和2年3月5日時点	事後	重要な変更にあたらな (時点の修正)
令和2年8月14日	II しきい値判断 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日時点	令和2年3月5日時点	事後	重要な変更にあたらな (時点の修正)
令和4年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	税務総合情報システム(税務システム)、情報連携基盤システム(庁内連携システム及び宛名システム等)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	税務総合情報システム(税務システム)、情報連携基盤システム(庁内連携システム及び宛名システム等)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、電子申請システム	事後	重要な変更にあたらな (使用するシステムの追加)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報照会 (略) 2 情報提供 番号法第19条第7号、同法別表第2の 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,31,34,35, 37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,6 6,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,11 4,115,116,117,120項 並びに同法別表第2の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令第 1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,19,20,21,22,22の3,22 の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,27,28,31,31の 2,31の3,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43の3,43 の4,44,44の2,45,47,49,49の 2,50,51,53,54,55,58,59,59の2,59の2の2,59の3条 4条	1 情報照会 (略) 2 情報提供 番号法第19条第7号、同法別表第2の 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34, 35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,6 5,66,67,70,71,74,80,84,85の 2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,11 4,115,116,117,120,121項 並びに同法別表第2の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令第 1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,19,20,21,22,22の3,22 の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,27,28,31,31の 2,31の2の2,31の3,32,33,34,35,36,37,38,39,39の 2,40,43,43の3,43の4,44,44の5,45,47,49,49の 2,51,53,54,55,58,59,59の2,59の2の2,59の3,59の 4条	事後	重要な変更にあたら ない (番号法別表2及び主務省令 の改正)
令和4年3月31日	II しきい値判断 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月5日時点	令和3年12月27日時点	事後	重要な変更にあたら ない (時点の修正)
令和4年3月31日	II しきい値判断 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月5日時点	令和3年12月27日時点	事後	重要な変更にあたら ない (時点の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報照会 番号法第19条第7号、同法別表第2の27項並びに同法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 2 情報提供 番号法第19条第7号、同法別表第2の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121項並びに同法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,19,20,21,22,22の3,22の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,27,28,31,31の2,31の2の2,31の3,32,33,34,35,36,37,38,39,39の2,40,43,43の3,43の4,44,44の5,45,47,49,49の2,51,53,54,55,58,59,59の2,59の2の2,59の3,59の4条	1 情報照会 番号法第19条第8号、同法別表第2の27項並びに同法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 2 情報提供 番号法第19条第8号、同法別表第2の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121項並びに同法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,19,20,21,22,22の3,22の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,27,28,31,31の2,31の2の2,31の3,32,33,34,35,36,37,38,39,39の2,40,43,43の3,43の4,44,44の5,45,47,49,49の2,51,53,54,55,58,59,59の2,59の2の2,59の3,59の4条	事後	重要な変更にあたらな (法改正による項番の繰下げ)
令和5年9月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①部署 財政局税務部税務システム整備室 ②所属長の役職名 室長	①部署 財政局税務部税務システム推進課 ②所属長の役職名 課長	事後	重要な変更にあたらな (市組織改正に伴う変更)
令和5年9月19日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒460-0012 名古屋市中区千代田一丁目5番8号 名古屋市役所財政局税務部税務システム整備室税務システム整備係 電話番号 052-265-1109	〒460-0012 名古屋市中区千代田一丁目5番8号 名古屋市役所財政局税務部システム推進課システム企画係 電話番号 052-265-1109	事後	重要な変更にあたらな (市組織改正に伴う変更)
令和5年9月19日	II しきい値判断 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年12月27日時点	令和5年3月1日時点	事後	重要な変更にあたらな (時点の修正)
令和5年9月19日	II しきい値判断 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年12月27日時点	令和5年3月1日時点	事後	重要な変更にあたらな (時点の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	表紙 評価書名	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書	個人住民税・森林環境税に関する事務 基礎項目評価書	事後	重要な変更にあたらな (具体的な内容の追記)
令和6年9月30日	表紙 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	名古屋市は、個人住民税に関する事務にお ける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、	名古屋市は、個人住民税・森林環境税に関する 事務における特定個人情報ファイルの取扱いに あたり、	事後	重要な変更にあたらな (具体的な内容の追記)
令和6年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ①事務の名称	個人住民税に関する事務	個人住民税・森林環境税に関する事務	事後	重要な変更にあたらな (具体的な内容の追記)
令和6年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	税務総合情報システム(税務システム)、情報 連携基盤システム(庁内連携システム及び宛名 システム等)、中間サーバー、住民基本台帳 ネットワークシステム、電子申請システム	税務総合情報システム(税務システム)、情報 連携基盤システム(庁内連携システム、宛名シ ステム等及び申請管理システム)、中間サー バー、審査システム(eLTAX)、国税連携シス テム(eLTAX)、住民基本台帳ネットワークシス テム、電子申請システム	事前	重要な変更にあたらな (システム標準化にあたり修 正)
令和6年9月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、同法別表第1の16項及び 同法別表第1の主務省令で定める事務を定める 命令第16条	・番号法第9条第1項、同法別表第1の16項及び 同法別表第1の主務省令で定める事務を定める 命令第16条 ・番号法第9条第2項及び名古屋市行政手続に おける特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律施行条例(番号利用条例)	事後	重要な変更にあたらな (根拠法令の参照先の追加)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報照会 番号法第19条第8号、同法別表第2の27項並びに同法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 2 情報提供 番号法第19条第8号、同法別表第2の1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,20,23,26,27,28,29,30,31,34,35,37,38,39,40,42,48,53,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,85の2,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120,121項並びに同法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,14,16,19,20,21,22,22の3,22の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,27,28,31,31の2,31の2の2,31の3,32,33,34,35,36,37,38,39,39の2,40,43,43の3,43の4,44,44の5,45,47,49,49の2,51,53,54,55,58,59,59の2,59の2の2,59の3,59の4条	1 情報照会 番号利用法第19条第8号、同法別表第2の27項並びに同法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 2 情報提供 番号利用法第19条第8号、同法別表第2の情報提供者が市町村長、特定個人情報が地方税関係情報となる各項並びに同法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の関係条項	事後	重要な変更にあたら ない (根拠法令の記載方法を変更)
令和6年9月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	名古屋市役所スポーツ市民局市民生活部市政情報室市政情報係	名古屋市役所スポーツ市民局市民生活部市政情報課	事後	重要な変更にあたら ない (組織の変更)
令和6年9月30日	II しきい値判断 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年3月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更にあたら ない (時点の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	Ⅱ しきい値判断 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年3月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない (時点の修正)
令和6年9月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	名古屋市役所財政局税務部税務システム推進 課システム企画係	名古屋市役所財政局税務部税務システム推進 課	事後	重要な変更にあたらない (組織の変更)
令和6年9月30日	Ⅳ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消 去	特に力を入れている	十分である	事後	重要な変更にあたらない (対策状況を加味した評価の 修正)
令和7年2月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項、同法別表第1の16項及び 同法別表第1の主務省令で定める事務を定める 命令第16条 ・番号法第9条第2項及び名古屋市行政手続に おける特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律施行条例(番号利用条例)	・番号利用法第9条第1項、同法別表の24項及 び同法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第16条 ・番号利用法第9条第2項及び名古屋市行政手 続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律施行条例(番号利用条 例)	事後	重要な変更に当たらない(番 号法及び主務省令の改正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報照会 番号利用法第19条第8号、同法別表第2の27項並びに同法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 2 情報提供 番号利用法第19条第8号、同法別表第2の情報提供者が市町村長、特定個人情報地方税関係情報となる各項並びに同法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の関係条項	1 情報照会 番号利用法第19条第8号、同法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項並びに同法第19条第8号に基づく主務省令第50条 2 情報提供 番号利用法第19条第8号、同法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の情報提供者が市町村長、特定個人情報地方税関係情報となる各項	事後	重要な変更にあたらない(番号法及び主務省令の改正)
令和7年2月28日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	十分である	事後	重要な変更にあたらない (様式改正による項目の追加)
令和7年2月28日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・特定個人情報のデータベースへの入力、削除及び訂正を行う際はダブルチェックを行う。 ・特定個人情報の記載された書類を回送する際は、送付票を作成した上で、所属長の許可を得て行う。 ・特定個人情報を含む書類等は、施錠可能な場所への保管を徹底する。	事後	重要な変更にあたらない (様式改正による項目の追加)
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	税務総合情報システム(税務システム)、情報連携基盤システム(庁内連携システム、宛名システム等及び申請管理システム)、中間サーバー、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、住民基本台帳ネットワークシステム、電子申請システム	税務総合情報システム(税務システム)、情報連携基盤システム(庁内連携システム、宛名システム等及び申請管理システム)、中間サーバー、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、住民基本台帳ネットワークシステム、電子申請システム、びったりサービス(サービス検索・電子申請機能)	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う (使用するシステムの追加)